

## 八尾市児童福祉審議会

### これまでの経過

八尾市児童福祉審議会は昭和 47 年 6 月に設置され、これまで、八尾市の児童福祉に関する事項について調査、審議してきました。

最近の開催としては、平成 21 年度に、所管事務の児童福祉についての調査、審議として、「八尾市における就学前児童を中心とする支援・施策の充実について」をテーマとし、①保育所整備のあり方について ②就学前から就学へと切れ目のない支援について ③家庭、地域における子育てについての 3 点について議論していただき、八尾市に対して答申を行っています。

平成 27 年 4 月に児童福祉法の改正に伴い、児童福祉審議会に新たな所管事務として、保育所の設置認可にかかる意見聴取、家庭的保育事業等の事業認可にかかる意見聴取が位置づけられました。そのことから、保育所及び家庭的保育事業等の設置認可に際しては、新たに設置する施設・事業の整備計画について、八尾市児童福祉審議会の意見を聴くこととなりました。

### 平成 27 年度の状況

八尾市では、増大する保育需要に対応するため、平成 22 年 1 月、八尾市児童福祉審議会より受けた「八尾市における就学前児童を中心とする支援・施策の充実について」の答申を踏まえ、既存施設の増改築による定員増や分園設置、認可保育所の創設等により、待機児童の解消に努めてきました。一方で、国の動きとして、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度がスタートしていることや、平成 28 年 4 月に（仮称）のぞみのもり保育園が新たに設置されることから、平成 27 年 11 月 16 日に児童福祉審議会を開催し、今後の就学前施設の整備について審議しました。

平成 28 年 3 月 1 日に、待機児童の解消だけでなく保育を希望するすべてのニーズに対応できるよう、八尾市子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域偏在する保育ニーズも考慮に入れるなど慎重に就学前施設の整備を進められたいとの答申を受けています。

また、（仮称）のぞみのもり保育園についても、設置が必要との答申を受けています。

### 八尾市子ども・子育て会議と八尾市児童福祉審議会

八尾市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法の規定により設置され、市町村子ども・子育て支援事業計画（八尾市こどもいきいき未来計画）の策定・変更、教育・保育施設の利用定員の設定、その他子ども・子育て支援施策の実施状況の調査などを所管し、八尾市児童福祉審議会は児童福祉についての調査・審議をはじめとし、保育所の設置認可にかかる意見聴取、助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館の事業停止命令にかかる意見聴取などを所管します。

八尾市の児童福祉の推進および、教育・保育を含む子ども・子育て支援の推進にあたっては、八尾市子ども・子育て会議、八尾市児童福祉審議会それぞれの所管に応じ意見を聴きながら取り組んでいくこととなります。